

注 平成3年7月から改正経過を注記した。

改正

昭和47年11月29日規則第49号

昭和49年5月4日規則第24号

昭和49年6月22日規則第27号

昭和52年3月31日規則第17号

昭和55年3月10日規則第9号

昭和59年7月31日規則第37号

昭和63年3月31日規則第13号

平成3年7月17日規則第43号

平成5年3月26日規則第11号

平成7年3月31日規則第19号

平成10年3月25日規則第8号

平成17年2月18日規則第9号

平成17年9月15日規則第196号

平成18年3月8日規則第8号

令和3年3月31日規則第26号

令和5年8月1日規則第36号

新潟市水洗便所改造助成金交付規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、水洗便所の普及促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的として、くみ取便所又はし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する者（以下「改造者」という。）に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、改造者に対し予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる改造者は、次に掲げる者とする。ただし、国、公共団体その他法人（自治会・町内会を除く。）が設置し、又は管理する建築物に係る改造者を除く。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内においてくみ取便所又はし尿浄化槽便所が設けられている建築物を所有し、又は使用する者で当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日（以下「開始すべき日」という。）から3年以内にその便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造するもの
- (2) くみ取便所又はし尿浄化槽便所が設けられている建築物を所有し、又は使用する者で、新潟市下水道条例（平成7年新潟市条例第32号）第24条第1項の規定による許可を受けて、その便所を水洗便所に改造するもの。

2 新潟市私道公共下水道設置要綱（平成3年4月1日制定）の規定に基づく私道への公共下水道の設置の申請が受理されたものにあつては、当該公共下水道が竣工した日を開始すべき日とみなす。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、開始すべき日から水洗便所に改造した日までの期間（以下「水洗化期間」という。）に応じ次の表に掲げるとおりとする。

| 便槽又はし尿浄化槽 | 水洗化期間 | |
|-----------|---------|-----------|
| | 1年以内 | 1年を超え3年以内 |
| 1槽につき | 30,000円 | 20,000円 |

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする改造者は、新潟市下水道条例施行規則（平成7年新潟市規則第17号）第8条第1項の規定により排水設備等の新設等の工事の完了届を提出した後に、別記様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、及び次の各号に掲げる事項についての条件が満たされているかどうかを審査し、助成することが適当であると認めたものについては、助成金の交付決定及び額の確定をするものとする。

- (1) 新潟市税を滞納していないこと。
- (2) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金を滞納していないこと。
- (3) 下水道使用料を滞納していないこと。

(助成金の交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定及び額の確定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨（交付の条件を付したときは、その旨及び条件）をすみやかに当該申請者に別記様式第2号による通知書により通知するものとする。助成金を交付しないことと決定したときも同様とする。

(交付決定等の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定をされた改造者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) この規則の規定又は助成金の交付決定及び額の確定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定及び額の確定を取り消したときは、別記様式第3号による通知書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、別記様式第4号による命令書により助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 白根市、小須戸町、横越町、岩室村、西川町及び味方村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、白根市水洗便所改造助成金交付規則（平成16年白根市規則第16号）、小須戸町生活扶助世帯に対する水洗便所等の設置費補助金交付要綱、横越町水洗便所改造補助金交付要綱、岩室村水洗便所改造助成金交付規則（平成15年岩室村規則第19号）、西川町水洗便所改造助成金交付要綱又は味方村水洗便所改造助成金交付規則（平成16年味方村規則第8号）の規定に基づき申請のあ

った助成金に相当するものについては、なお従前の例による。

- 3 編入前の新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月瀨村及び中之口村の区域において、くみ取り便所又はし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する者でこの規則の規定により助成金の交付を受けることができるものは、第3条第1項の規定により助成金の交付を受けることができる者のうち編入日以後に新潟市下水道条例（平成7年新潟市条例第32号）第5条第1項の規定による申請をしたものとする。

（巻町の編入に伴う特例）

- 4 編入前の巻町の区域において、くみ取り便所又はし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する者でこの規則の規定により助成金の交付を受けることができるものは、第3条第1項の規定により助成金の交付を受けることができる者のうち巻町の編入の日以後に新潟市下水道条例第5条第1項の規定による申請をしたものとする。

附 則（昭和47年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第27号）

この規則は、昭和49年6月24日から施行する。

附 則（昭和52年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則及び新潟市排水設備工事助成規則の規定は、この規則施行の日以後に申請のあつた水洗便所改造工事及び排水設備工事について適用し、この規則施行の前日に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に処理区域の公示がなされる区域の助成金の交付申請から適用し、この規則の施行の前日に処

理区域の公示がなされた区域で昭和55年3月31日までに助成金の交付申請がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和59年規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に新潟市下水道条例（昭和36年新潟市条例第52号）第6条第1項に規定する排水設備等の確認の申請をする者から適用し、同日前に申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年規則第13号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則の規定は、平成3年4月1日以後に新潟市下水道条例（昭和36年新潟市条例第52号）第6条第1項に規定する排水設備等の確認申請をする者から適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

付 則（平成5年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定は、平成5年4月1日以後に新潟市下水道条例（昭和36年新潟市条例第52号）第6条第1項に規定する排水設備等の確認申請をする者から適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第3条第1項第1号の規定は、平成3年度以降に処理を開始する区域について適用し、平成2年度以前に処理を開始した区域については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第19号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市水洗便所改造助成金交付規則の規定は、平成10年4月1日以後に新潟市下水道条例（平成7年新潟市条例第32号）第5条第1項に規定する排水設備等の確認申請をする者から適用し、同日前に申請した者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第9号）

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年規則第196号）

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施工の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。